

公 告

とりぎんバードスタジアム大型映像装置に係る技術提案参加者を募集するので、次のとおり公告する。

平成24年6月20日

鳥取市長 竹 内 功

1 概 要

- (1) 件 名 とりぎんバードスタジアム大型映像装置
- (2) 納入場所 鳥取市蔵田地内
- (3) 納入内容
 - ア 一般概要
本件は、大型映像装置、ソフトウェア、各通信設備配線等の納入とする。
 - イ 施設概要
大型映像装置 一式
ソフトウェア 一式
各通信設備 一式
- (4) 納入期限 本契約締結の日から平成25年2月28日まで
- (5) 本件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して最優秀提案者を選定する総合評価方式により決定するものとする。

2 技術資料等の提出ができる者

技術提案参加資格確認申請書類及び技術提案書（以下「技術資料等」という。）を提出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から5の(1)の技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（平成23年鳥取市告示第370号）に基づく競争入札参加資格を有する者の

うち、資格区分が電気通信機器類の電気通信機器に登録されている者であること。

- (4) 平成19年4月1日以降に完成し、引渡し完了している大型映像装置(スクリーンサイズ横10.1m×縦5.3m以上)を製造し、納入した実績を有する者であること。
- (5) この公告の日から6の(1)の技術提案参加資格確認申請書類の提出期間の最終日までのいずれの日においても鳥取市物品の売買等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成9年12月1日制定)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 他の技術提案参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。
- ア 資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。
- (ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係 次のいずれかに該当する関係
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

3 本件公告を担当する部署

〒680-0902

鳥取市秋里903番地

鳥取市環境下水道部下水道企画課(鳥取市役所環境下水道部庁舎2階)

電話 0857-20-3315

FAX 0857-20-3318

e-mail ges-plan@city.tottori.lg.jp

4 技術提案参加資格の確認等

技術提案に参加する者に必要な資格確認申請の作成については、技術提案説明書による。

5 技術提案説明書等の交付方法

技術提案説明書等は、希望者に次のとおり直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

平成 2 4 年 6 月 2 0 日から同年 7 月 4 日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(2) 交付場所

3 の場所

(3) 交付媒体

1GB 以上の空き容量を有する USB フラッシュメモリを持参すること。

6 技術提案参加資格確認申請書類の提出方法等

技術提案の参加を希望する者は、技術提案説明書に定めるところにより、次のとおり申請書類を提出するものとする。

(1) 提出期間、時間及び場所

5 の (1) の期間及び 3 の場所

(2) 提出方法

提出期限までに持参すること。

(3) 提出部数

提出部数は、1 部とする。

(4) 資格の確認

技術提案参加資格確認結果は、平成 2 4 年 7 月 6 日までに、書面により申請者に通知する。

7 技術提案書の提出方法等

6 の (4) の通知により、この技術提案の参加資格の確認を受けた者は、技術提案説明書に定めるところにより、次のとおり技術提案書を提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

平成 2 4 年 7 月 6 日から同月 1 8 日までの日（休日等を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(2) 提出場所

3 の場所

(3) 提出方法

提出期限までに持参すること。

8 最優秀提案者の選定方法等

(1) 総合評価の方法

総合評価は加算方式とし、価格点と技術点の合計（以下「総合評価点」という。）により行う。

ア 価格点

50点満点とし、次の計算方法により算出する。

価格点 = $50 \times (1 - \text{見積価格} / \text{基準価格})$

イ 技術点

100点満点とし提案内容をもとに、とりぎんバードスタジアム大型映像装置等選定検討委員会が技術提案説明書に示す評価方法によって算出する。

(2) 順位の決定方法

技術提案書を提出した者については、総合評価点の高い順に順位をつける。なお、総合評価点と同じ者がある場合は見積価格の低い者を優秀とする。

(3) 契約の交渉

前号の規定により第1位とした者と随意契約の交渉を行う。交渉が不調の場合は、次に優秀とした者と交渉を行い、同順位の者がいないときは下位の順位の者のうち優秀とした者と順次交渉を行う。

9 議会の議決

本契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第2条に規定する契約に該当する場合は、契約相手方の選定後仮契約を締結するものとし、鳥取市議会の議決を得て本契約とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が2の要件を満たさなくなった場合又は入札参加の資格制限若しくは指名停止措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

10 その他

(1) 書類の作成及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によるものとする。

(2) 技術資料等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 本件技術提案に係る書類等の作成及び提出に要する費用等は、全て参加希望者の負担とする。なお、失格等の場合も同様とする。

(4) 提出された書類等は、提出した者に無断で本件事務以外の用途に使用しない。

(5) 提出された書類等は、返却しない。

(6) その他詳細等は、技術提案説明書による。